

議会運営委員会議次第

日 時 平成30年5月22日(火)
午後1時30分～
場 所 第1委員会室

1. 議 題

- ① 平成30年第2回二宮町議会定例会の運営について

平成30年第2回二宮町議会定例会上程議案

番号	議案名
1	固定資産評価審査委員会委員の選任について
2	専決処分の承認を求めることについて (二宮町税条例の一部を改正する条例)
3	専決処分の承認を求めることについて (二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
4	二宮町行政手続条例の一部を改正する条例
5	二宮町税条例の一部を改正する条例
6	二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
7	平成30年度二宮町一般会計補正予算(第1号)
報告 1	平成29年度二宮町土地開発公社事業報告及び決算報告について
報告 2	平成29年度二宮町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
報告 3	平成29年度二宮町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
報告 4	平成29年度二宮町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

平成 30 年第2回二宮町議会定例会上程議案説明資料

番号	議案名及び議案内容等
1	<p>固定資産評価審査委員会委員の選任について</p> <p>小澤一夫委員の任期満了に伴うもので、委員の選任にあたり、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものです。(総務課)</p>
2	<p>専決処分承認を求めることについて(二宮町税条例の一部を改正する条例)</p> <p>地方税法等の一部改正に伴い、用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置が延長されたため、本条例に必要な改正を行ったものです。</p> <p>【例規集1-7851】(戸籍税務課)</p>
3	<p>専決処分承認を求めることについて(二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)</p> <p>地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置に係る所得判定基準が改正されたため、本条例に必要な改正を行ったものです。</p> <p>【例規集2-3851】(福祉保険課)</p>
4	<p>二宮町行政手続条例の一部を改正する条例</p> <p>補助金制度の見直しに伴い、本条例に必要な改正をするために提案するものです。</p> <p>【例規集1-2931】(総務課)</p>
5	<p>二宮町税条例の一部を改正する条例</p> <p>地方税法の一部が改正されたことにより、固定資産税における特例措置が講じられたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案するものです。</p> <p>【例規集1-7851】(戸籍税務課)</p>
6	<p>二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、放課後児童支援員の資格要件が見直しされたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案するものです。</p> <p>【例規集2-2011】(子育て・健康課)</p>
7	<p>平成30年度二宮町一般会計補正予算(第1号)</p> <p>歳入歳出それぞれ137,033千円を追加し、予算総額を7,747,033千円とするものです。</p> <p>歳入の主なものにつきましては、中里地区に開設する民間保育所の施設整備に係る県補助金及び地域福祉基金の繰入金が増です。</p> <p>歳出につきましては、中里地区に開設する民間保育所の施設整備に対する補助金及び二宮中学校の屋上防水工事が増です。</p>

番号	議案名及び議案内容等
報告 1	平成 29 年度二宮町土地開発公社事業報告及び決算報告について 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、二宮町土地開発公社の経営状況を報告するものです。
2	平成 29 年度二宮町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について 継続費として議決を経た、まちづくり総合調整事業について、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により、継続費繰越計算書を調製したので報告するものです。
3	平成 29 年度二宮町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について 繰越明許費として議決を経た、消防職員被服購入事業外 1 事業について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。
4	平成 29 年度二宮町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について 町民センター消火用ポンプ及び自家発電設備更新工事を事故繰越しするため、地方自治法施行令第 150 条第 3 項において準用する同令第 146 条第 2 項の規定により、事故繰越し繰越計算書を調製したので報告するものです。

議案等の発送日 平成 30 年 5 月 25 日 (金)

平成 30 年第 2 回二宮町議会定例会 議事及び会期日程 (案)

(平成 30 年 5 月 22 日開催 議会運営委員会)

	6 月 1 日 (金)	9 : 0 0 9 : 3 0	議会運営委員会 本会議	
1	審 議 案 件	①諸報告		執行者側より
		②署名議員の指名について		4 番 二宮 節子 議員 10 番 一石 洋子 議員
		③会期の決定について		6/1~6/8 8 日間
		④子どもたちにゆたかな学びを保障するために、教職員定数改善、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情		協議事項 (陳情第 1 号)
		⑤神奈川県最低賃金改定等についての陳情		協議事項 (陳情第 2 号)
		⑥新たな地方議会議員年金制度の構築に反対する意見書の提出について		即決 議員提出議案第 2 号
		⑦固定資産評価審査委員会委員の選任について		即決 議案第 34 号
		⑧専決処分承認を求めることについて (二宮町税条例の一部を改正する条例)		即決 議案第 35 号
		⑨専決処分承認を求めることについて (二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)		即決 議案第 36 号
		⑩二宮町行政手続条例の一部を改正する条例		総務建設経済常任委員会 に付託 議案第 37 号
		⑪二宮町税条例の一部を改正する条例		総務建設経済常任委員会 に付託 議案第 38 号
		⑫二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		教育福祉常任委員会 に付託 議案第 39 号
		⑬平成 30 年度二宮町一般会計補正予算 (第 1 号)		即決 議案第 40 号
		⑭平成 29 年度二宮町土地開発公社事業報告及び決算報告について		報告 報告第 1 号
		⑮平成 29 年度二宮町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について		報告 報告第 2 号
		⑯平成 29 年度二宮町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について		報告 報告第 3 号
		⑰平成 29 年度二宮町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について		報告 報告第 4 号
2	6 月 2 日 (土)	休会		
3	6 月 3 日 (日)	休会		
4	6 月 4 日 (月)	本会議 休会		
	9 : 3 0	総務建設経済常任委員会		付託案件審査
		教育福祉常任委員会		付託案件審査
5	6 月 5 日 (火)	休会		● 休会 ; 一般質問前

6	6月 6日 (水) 9:30 本会議	一般質問受付 5/25 9:00 ~ 5/30 正午
	一般質問	
7	6月 7日 (木) 9:30 本会議	
	一般質問	
8	6月 8日 (金) 13:00 本会議	報告・質疑・討論・表決
	委員長報告 (条例・陳情)	
	本会議終了後 議会全員協議会	

● 協議・確認事項

1. 請願及び陳情の取扱い・執行者への出席要請について

陳情審査案件	趣旨説明	取扱い	執行者出席要請
④子どもたちにゆたかな学びを保障するために、教職員定数改善、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情	有	<input type="checkbox"/> 教育福祉常任委員会に付託 <input type="checkbox"/> 机上配付	<input type="checkbox"/> 有 (教育長以下) <input type="checkbox"/> 無
⑤神奈川県最低賃金改定等についての陳情	有	<input type="checkbox"/> 総務建設経済常任委員会に付託 <input type="checkbox"/> 机上配付	<input type="checkbox"/> 有 (担当部長以下) <input type="checkbox"/> 無

※条例関係の町長提出議案の審査は、「町長以下担当班長まで」が出席します。

2. 6月5日(火)一般質問の前日のため休会日

議員提出議案第 号

新たな地方議会議員年金制度の構築に反対する意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり二宮町議会会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき提出する。

平成 30 年 6 月 1 日

二宮町議会議長 二見泰弘 殿

提出者	二宮町議会議員	一 石 洋 子
賛成者	同	小 笠 原 陶 子
同	同	露 木 佳 代
同	同	根 岸 ゆ き 子

新たな地方議会議員年金制度の構築に反対する意見書

地方議会議員年金制度は、平成 23 年 6 月 1 日に廃止された。しかしながら、平成 28 年より全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び町村議会議長会において新たな公的年金制度加入の実現を求める決議や要望が採択され、関連する法案が地域での周知・議論もされないまま国会に提案されようとしている。

地方議員の年金制度は廃止されたものの、廃止後も受給権を保障したため、制度廃止時に総務省が出した試算では、支給がなくなるまで 60 年近くかかり、公費負担累計総額は約 1 兆 3600 億円にのぼるとされた。莫大な負担の原資は全て税金であり、地方自治体の財政運営に大いに影響を与えている。

加えて、新たな議員の年金制度は、議員を自治体職員とみなし厚生年金の加入資格を与えるもので、保険料の半分は自治体が負担する。自治体は旧制度の負担に加え、現職議員の厚生年金の保険料と重複して負担することになる。少子高齢化と生産年齢人口の減少が進む中、優先すべき施策にかかる予算を圧迫することにつながり、自治体運営に打撃を与えることが懸念される。

格差と貧困が広がり、非正規雇用で国民年金を支払えない若者もいる現状を鑑みれば、付託された任期以外に生活の保障を求めることに主権者の理解は得られず、さらなる政治不信を招きかねない。また、議会に対する関心の低下や、議員のなり手不足を解決するための方策は、地域性を考慮すべきであり、各自治体における議論が不可欠である。国民の合意を十分に得ていない現段階において、一律に議員年金制度を導入するのは時期尚早である。

よって、新たな公費負担を伴う地方議会議員の年金制度は、各自治体での十分な議論が無いまま法整備をしないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 6 月 1 日

提出先

衆議院議長	大島理森
参議院議長	伊達忠一
内閣総理大臣	安倍晋三
内閣官房長官	菅 義偉
財務大臣	麻生太郎
総務大臣	野田聖子
厚生労働大臣	加藤勝信

神奈川県中郡二宮町議会議長 二見泰弘

子どもたちにゆたかな学びを保障するために、教職員定数改善、 教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情

平成30年 5月14日

二宮町議会議長
二見 泰弘 様

陳情者 平塚市浅間町12-41
中地区教職員組合
執行委員長 小嶋 豊綱



《陳情趣旨》

これまで、二宮町の教育の発展に対しまして、様々な場面でご尽力されていることに、心から敬意を表します。

さて、この間、中地区教職員組合では、子どもたちにゆたかな学びを保障するとともに教育を取り巻く環境の一層の充実を願い、「子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体連絡会」に結集し、少人数学級の実現を始めとした教職員定数の改善、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充に向けとりくみをすすめてきました。

2018年度から学習指導要領の改訂に伴う移行期間が始まりました。小学校においては、外国語活動や外国語科の導入が始まり、授業時数増加に伴う調整や、教材の作成などの対応に苦慮しています。また、中学校においても部活動指導をはじめ、文科省の調査において「過労死ライン」に達する教員が6割近くを占めたことが明らかになっています。そのような状況の中、中央教育審議会において、教職員が「授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務でき、教育の質を高められる環境」の構築をめざし、「学校における働き方改革」について議論が行われています。

日本は、OECD諸国に比べて1学級あたりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。しかしながら、国の予算に占める教育費の割合は先進国中で低位のままです。安定した教育活動を全国的に保証するための義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。独自財源により、ゆたかな教育環境をめざした人的措置を行っている自治体がある一方、財政状況により、定数通りの配置となる自治体もあります。その結果、自治体間の教育格差が生じていることは極めて大きな問題です。国の施策として、教職員定数改善に向けた財源を保障し、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。また、保護者負担を軽減し、未来を担う子どもたちへのよりゆたかな学びの環境を創出するためにも、国による教育予算の増額は必要不可欠です。

子どもの学ぶ意欲を引き出し、多様化しているニーズに応じたきめ細やかな教育の実現のためには、条件整備が不可欠です。二宮町議会におかれましては、子どもたちにゆたかな学びを保障するために、教職員定数改善、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度堅持・拡充について、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対して地方自治法99条の規定により、意見書を提出していただきたく陳情いたします。

《陳情事項》

- 1 子ども、保護者のニーズに応じたきめ細やかな教育を実現し、ゆたかな教育環境を整備するため、基礎定数化を含めた計画的な教職員定数改善を早急に推進すること。
- 2 ゆたかな学びの環境を創出し、保護者負担軽減のため、教育予算を増額すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担を最低でも従前の2分の1まで拡充すること。

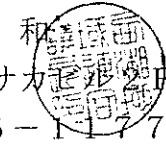
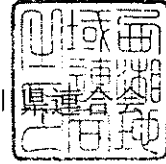
以上

2018年5月16日

神奈川県最低賃金改定等についての陳情

二宮町議会
議長 二見 泰弘 殿

陳情者
団体名 日本労働組合総連合会神奈川県連合会
西湘地域連合
代表者 議長 齊藤 政 和
所在地 平塚市宮松町6-10 チサカ
電話番号 0463-25-1177



1. 陳情の趣旨

2018年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に関して、次の事項について、国に対して意見書を提出されますよう陳情致します。

- (1) 経済の好循環の実現のため、早期に神奈川県最低賃金の諮問・改定を行うこと。
- (2) 最低賃金引上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援を強化すること。
 - ① 国として実施している各施策における神奈川県での活用実績等、取り組み成果の見える化を図り、実効性を高めること。
 - ② 公正な取引関係の確立に向け、為替変動・資材高騰・物価上昇などに伴うコスト増に対し、価格転嫁を阻害する行為への適切な指導、監視体制の強化をはかること。
- (3) 「働き方改革実行計画」の取り組みと連動させ、更なる取引条件の改善とともに、賃金引上げと労働生産性向上を図ること。

以上

2. 陳情の理由

政府は2017年6月9日「経済財政運営と改革の基本方針2017」及び「未来投資戦略2017」について、閣議決定を行った。この中で、最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円となることを目指す。このため、最低賃金引上げに対応する個別相談等の支援の枠組みを設け、生活衛生業から他業種に拡大するなど、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境の整備を行うとしています。

一方、連合における2018年春闘は、「底上げ、格差是正、大手追従・大手準拠からの脱却」をキーワードとして、5年連続2%台の賃上げがなされ、金額・率ともに昨年同時期を上回っています。(4月19日連合発表)

また、今年の特長点としては、昨年を引き続き中小企業における引上げ額が大手企業の水準を超えており、「大手追従・大手準拠などの構造を転換する運動」が定着し、着実に前進しています。

2017年度の神奈川県最低賃金の水準は956円です。この水準を年収換算すると約199万円余りであり、未だワーキングプアを解消できない水準です。(法定労働時間173.8時間×12ヶ月) また、2017連合リビングウェイジによれば、神奈川県で単身者が生活するには、時給1080円以上が必要です。

経済の好循環を確かなものにするためには、GDPの60%を占める個人消費の拡大に向け、賃金の引き上げを、すべての労働者に適用される最低賃金にも波及させることが必要です。

その実現にあたっては、中小企業・小規模事業者への支援策に対する活用実績等の見える化を図り、各施策の実効性を高めること。公正な取引関係の確立に向け、為替変動・資材高騰・物価上昇などに伴うコスト増などに対し、価格転嫁を阻害する行為への適切な指導、監視体制の強化などについて継続した取り組みが求められています。

加えて、昨年3月28日「働き方改革実現会議」で決定された「働き方改革実行計画」の取り組みと連動させ、更なる取引条件の改善とともに、賃金引上げと労働生産性向上を実現していく必要があります。

以上の観点から、貴議会におかれましては、本陳情の趣旨をご理解の上、国に意見書を提出されますようお願い致します。

以上